

三重県からのお知らせ

県内における産業廃棄物の不法投棄の多くが解体工事に伴い発生する産業廃棄物である実態を踏まえ、県では、排出事業者責任の更なる徹底に繋げることを目的として、令和2年3月に三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に「解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等の制度」を盛り込む条例改正を行いました。

この制度が、令和2年10月1日から施行されますので、解体工事の元請けとなる事業者におかれましては、改正条例を遵守し元請業者としての責任を果たすようお願いします。

解体工事の元請業者の皆さまへ

＼令和2年10月1日より／

解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等の制度

が始まります！

解体工事が始まるまでに

※1 産廃条例に基づき発注者に説明等を行う義務があります！

元請業者は、書面にて、発注者に解体工事で生ずる産業廃棄物について以下の説明をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物の種類
- 産業廃棄物の種類ごとの
 - ① 発生見込量
 - ② 予定処分先
 - ③ 予定処分方法
 - ④ 処理費用

説明に用いた書面の写しを保存する義務があります。



解体工事が終わったら

※3 産廃条例に基づき発注者に報告等を行う義務があります！

元請業者は、発注者に以下のいずれかの写しを提示するとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した書面による報告をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- 電子マニフェストの写し

報告に用いた書面の写しを保存する義務があります。



*元請業者が自ら処分を行った場合は、マニフェストと同等の内容が記載された書面により報告します。

※1、2 元請業者とは、工事の発注者（=注文者）から直接解体工事を請け負った建設業を営む者であり、解体工事に伴い発生する産業廃棄物の処理責任（=排出事業者責任）は元請業者にあります。県内における産業廃棄物の不法投棄の多くが、こうした解体工事に伴い発生する産業廃棄物である実態を踏まえ、県では、排出事業者責任の更なる徹底に繋げることを目的として、令和2年3月に三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（=産廃条例）の一部を改正しました。

※3 発注者への「説明義務」及び「報告義務」の対象となる解体工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第3項第1号の解体工事であって、同法第9条第1項の対象建設工事（建物の解体：延床面積80m²以上、工作物の解体：請負額500万円以上）であるものです。

県は元請業者が条例の義務に違反した場合、元請業者に対し勧告・公表を行うことがあります



勧告の内容

- 説明又は報告、その他必要な措置を講すべきことを勧告



公表の内容

- 勧告の内容、元請業者の氏名又は名称

※県は公表前に元請業者から意見を聞きます。

勧告の対象

- 発注者に説明や報告をしなかったとき。
- 発注者に虚偽の説明や報告をしたとき。
- 交付した書面（説明や報告）の写しを保存しなかったとき。

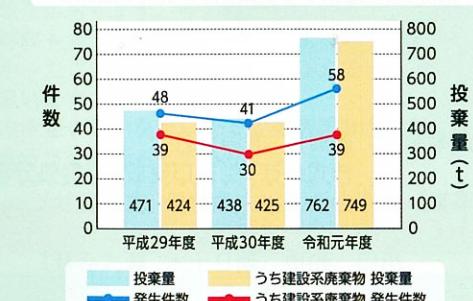
公表の対象

- 勧告を受けた元請業者が、正当な理由なく勧告に従わないとき。



解体工事に伴って発生した
産業廃棄物の処理責任は、
元請業者にあります！

三重県における廃棄物の不法投棄件数等



写真は、県内における建設系廃棄物の不法投棄

この資料に関する問い合わせ先

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL: 059-224-2388 FAX: 059-222-8136

E-mail: kanshi@pref.mie.lg.jp

産廃条例の詳細や県の通報先については、三重県の下記ホームページを参照ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>

